

米国 SEC スタッフ文書： コンドースメント・アプローチ

せきぐち ともかず
ASBJ 専門研究員 関口 智和

1 はじめに

2011年5月26日、米国証券取引委員会（SEC）主任会計官室スタッフから、「国際財務報告基準（IFRS）の米国企業の財務報告システムへの組み込みの検討に関する作業計画：組み込み方法の検討¹」と題する文書（以下「スタッフ文書」という。）が公表されている。本スタッフ文書では、SECスタッフが2010年12月の講演で示唆したいわゆる「コンドースメント・アプローチ」と呼ばれている方法について具体的な考え方が明らかにされている。

米国SECは、2010年2月に公表された「コンバージェンスとグローバルな会計基準の支持に関するSECの声明」において、米国企業向けの現行の財務報告システムにIFRSを組み込む（incorporate）べきか否か、その場合における時期・方法等について、SECが判断するため、スタッフにこれに関する作業計画を策定するよう指示している。今回のスタッフ文書は、この一環として公表されたものであり、2011年7月31日を期限としてコメントが歓迎されている。

なお、スタッフ文書には、単一で高品質のグローバルに受け入れられた会計基準という目的を達成する方法には、コンドースメント・アプローチ以外にも以下のような方法があり、これらの可能性が排除されていることを示すものではない旨も明記されている。

- エンドースメント手続を経ずに、一度に、IFRSをすべての米国企業に採用する方法
- 何年かの期間にわたって、IFRSを全ての米国企業に採用していく方法
- IFRSの任意適用を認める方法
- コンバージェンスを続ける方法

2 スタッフ文書の骨子

(1) コンドースメント・アプローチの位置づけ

スタッフ文書では、会計基準の品質や組込時期に関する検討は行われていないが、コンドースメント・アプローチの概要とともに、以下の旨が明確にされている。

- 単一で高品質のグローバルに受け入れられた会計基準を達成しようという取組みに関するSECの意思決定は、すべての米国企業に直

1 “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers: Exploring a Possible Method of Incorporation”

ちに IFRS を強制するか否かの二者択一の選択ではないこと。

- IFRS を米国の財務報告システムに組み込むことは、SEC が米国の会計基準設定に引き続き権限を維持することと矛盾するものではないこと。
- 単一で高品質のグローバルに受け入れられた会計基準の追求という大きな目的を達成する上で、コストや労力等を最小化する方法が何通りかあり得ること。

(2) コンドースメント・アプローチの概要

コンドースメント・アプローチは、IFRS の組込みに当たって、コンバージェンス（収斂）のアプローチによりつつ、エンドースメント（承認）手続を経ることを意図したものである。当該アプローチは、最終的には、単一で高品質のグローバルに受け入れられた会計基準を達成するとともに、米国会計基準に準拠していれば IFRS に準拠していることを米国企業が主張できるようにすることを目的としたものとされている。具体的には、概ね、以下のような仕組みが前提とされている。

- 米国会計基準は維持されるが、米国財務会計基準審議会（FASB）は、特に小規模企業の移行コストを最小化させるよう、IFRS を米国会計基準に組み込んでいく。
- FASB は、確立されたエンドースメント手続に従い、新たに公表・改訂された IFRS を米国会計基準に組み込んでいく。なお、SEC 及び FASB は、エンドースメント手続において、公益又は投資家保護に必要と判断された場合、IFRS に修正を加える権限を維持する。
- いわゆる「初度適用」の方法を用いず、FASB の基準開発活動を通じて、時間（例えば、5～7 年）を掛けて、IFRS と米国会計基準の差異を解消していく。

(3) 主要関係者の役割

本スタッフ文書では、コンドースメント・アプローチを採用した場合に想定される主要関係者の役割について記載されている。主な内容は、以下のとおり。

① FASB の役割

FASB には、米国会計基準の開発・改訂を行っていくより、IFRS の開発プロセスに対して積極的に参加していく（解釈に関する論点の特定や基準適用後のレビューの支援を含む）役割が期待される。

また、エンドースメント手続を通じて IFRS を米国会計基準に組み込んでいくに当たって、IFRS からの修正が必要か否かの判断を行うことも想定されている。仮に、公益の観点から必要と判断された場合、基準の修正、追加開示項目の設定、IFRS で認められている選択肢の絞り込み、IFRS で対応されていない事項について IFRS と整合する要求事項の設定等を行うことが想定されている。また、米国関係者への教育機関としての役割を果たすことも想定されている。

② SEC の役割

会計基準設定の監督に関する SEC の権限は、基本的に、現行と変わらない。ただし、具体的な活動は、証券監督者国際機構（IOSCO）やモニタリング・ボード等の国際的な取組みを通じて基準設定に関与していく他、国際会計基準審議会（IASB）や IASB スタッフとの関係を強化したり、基準の解釈等に関して外国当局との関係を強化する等の措置を講じるといったものになることが想定される。

また、SEC スタッフは、現行のスタッフ会計通牒（SAB）と同じようなガイダンスを発行する権限を保持する他、国際的な基準設定の動向を監視しつつ、SEC の規則や解釈、様式等に影響を与える可能性があるかを判断することが想定されている。

③ 米国関係者の役割

米国関係者は、IFRSの基準設定に対して、FASBを通じて、あるいは、直接的に、積極的に関与していくことが期待される。このため、FASBに米国関係者の意見を一つに集約する役割は期待されていない。

(4) 移行方法について

① 移行方法の概要

「コンドースメント・アプローチ」は、移行計画に従って、段階的に、IFRSを既存の米国会計基準に全面的に置き換えていくアプローチとなり得る。

移行計画の策定に当たって、FASBは、SECスタッフと協議の上、IFRSの基準ごとに、移行の影響を最小化するように配慮しつつ、いつ・どのようにIFRSの基準を米国会計基準に組み込んでいくかについて検討するとされており、その際、以下のようにグルーピングを行うことが考えられる。

- A) MoUプロジェクトの基準（カテゴリー1）
- B) IASBの現行の基準設定アジェンダに含まれている基準（カテゴリー2）
- C) 上記以外の基準（カテゴリー3）

② 基準ごとの移行方法

上記カテゴリー別に、基準単位での具体的な移行方法が示されている。主な内容は、以下のとおり。

A) MoUプロジェクトの基準（カテゴリー1）

現行のMoUプロジェクト²が2011年中に完了し、IFRSと米国会計基準とが相当程度収斂していることを前提とすると、MoUプロジェクトは、移行計画に大きな影響を与えないものと考えられるとされている。ただし、これらの基準の適用には多くの準備作業等が必要と考え

られるため、他の基準の移行計画の策定に当たって、FASBは、これらの基準の適用時期に配慮する必要があるだろう旨も記載されている。

B) IASBの現行の基準設定アジェンダに含まれている基準（カテゴリー2）

IASBの現行の基準設定アジェンダに含まれている基準については、FASBは、基準設定に関与するが、基準が改訂されるまでは既存の米国基準の改訂を行わないことが想定されている。また、IFRSの改訂が完了した後、FASBは、基準適用に当たっての準備等を含め、基準ごとに、どのように米国会計基準に組み込むかについて検討するとされている。また、基準の組み込みに当たっては、関連する既存のガイダンス等について、適宜修正の上、維持すべきか否か等についても検討するとされている。

ただし、IASBの基準設定アジェンダから外された場合、又は、基準開発が移行予定日を超えて遅れるようになった場合、FASBは、既存のIFRSを米国基会計基準に組み込むべきか否かについて検討することになるかもしれない旨も記載されている。なお、本カテゴリーに分類される基準として、無形資産の基準（IAS第38号）が例示されており、具体的な検討事項が示されている。

C) 上記以外の基準（カテゴリー3）

移行予定日までにIFRSが改訂される予定がない基準については、FASBは、一度又は段階的に、米国会計基準に組み込むことになるかもしれない。これらについては、遡及適用は行わないことが想定されている。なお、本カテゴリーに分類される基準として、有形固定資産の基準（IAS第16号）が例示されており、具体的な検討事項が示されている。

² 金融商品、収益認識、リース契約、OCIの表示、公正価値測定、金融資産と金融負債の相殺、投資会社の連結に関する基準が対象とされている。

(5) 便益とリスクについて

コンドースメント・アプローチを採用した場合の主な便益とリスクとして、以下のような点が指摘されている。

- 移行計画を個別基準ごとに検討できるため、柔軟な対応が可能である一方、移行計画に欠陥がある場合、IFRS への収斂により負荷が掛かる可能性がある。
- IFRS の適用を段階的に進めることが可能になるため、短期間に2度の変更を行うリスクや教育に掛かる負荷が減じられる一方、任意適用がない前提では、IFRS を早期に適用することを希望する企業への不利益となる。また、米国が IFRS にコミットしていないと受け止められる可能性がある他、移行期間における変更速度と量によっては、関係者に混乱を与える可能性がある。
- エンドースメント手続を経るため、米国の投

資家保護等に資する場合、IFRS の基準を一部修正したり、適用を遅らせる仕組みを設けることができる。他方、改訂が頻繁にされる場合、比較可能性が害される可能性がある。

- 当該方法によると、「米国会計基準」というラベルを残すことができるため、米国会計基準を参照している米国の法律、契約文書、規制、指針等に与える影響を最小化することができる。

(注) 本稿の関連記事として、本誌 152 頁に「FASB の動向 (2011 年 5 月～2011 年 7 月)」、159 頁に「SEC のスタッフ・ペーパーと IFRS に関する円卓会議」を掲載しています。